

○国土交通省令第 号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第六条ノ四第一項、第二十九条ノ三第一項、第二十九条ノ四第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年 月 日

国土交通大臣 前田 武志

船舶設備規程等の一部を改正する省令

（船舶設備規程の一部改正）

第一条 船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十三号表の（二）積重ね試験の項の表荷重を負荷する方法の欄に次の一号を加える。

五 扉を有するコンテナにあつては、一の扉を取り外した状態においても荷重を負荷すること。

第十三号表の（五）横手方向ラッキング試験の項中「ラッキング試験」を「ラッキング試験」に改め、同項の表荷重を負荷する箇所の欄中「すみ金具」を「隅金具」に改め、同表荷重の大きさの欄中「ラッキング荷重」を「ラッキング荷重」に改め、同表荷重を負荷する方法の欄中「すみ金具」を「隅金具」に改め、同欄中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 扉を有するコンテナにあつては、一の扉を取り外した状態においても荷重を負荷すること。

(船舶安全法施行規則の一部改正)

第二条 船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の四第一項中「、ラッキング試験荷重値」を「及びラッキング試験荷重値(扉を有するコンテナにあつては、一の扉を取り外した状態における最大積重ね荷重及びラッキング試験荷重値を含む。第三項において同じ。)」に、「及び側壁強度」を「並びに側壁強度」に改め、同条第三項中「、ラッキング試験荷重値」を「及びラッキング試験荷重値」に、「及び側壁強度」を「並びに側壁強度」に改める。

第五十九条の二第三項中「最大積重ね荷重」の下に「(船上において扉を開くことが想定されるコンテナにあつては、一の扉を取り外した状態における最大積重ね荷重)」を加える。

別表第一中

救命艇又は救助艇の内燃機関	1個につき	21,300円	を
---------------	-------	---------	---

救命艇又は救助艇の内燃機関	1個につき	21,300円
つり索の離脱装置	1個につき	16,600円

改める。

別表第一の二中

救命艇又は救助艇の内燃機関	1個につき	21,100円	を
---------------	-------	---------	---

救命艇又は救助艇の内燃機関		1個につき	21,100円
つり索の離脱装置		1個につき	16,500円

改める。

別表第二中

救命艇又は救助艇の内燃機関		1個につき	20,400円
---------------	--	-------	---------

を

救命艇又は救助艇の内燃機関		1個につき	20,400円
つり索の離脱装置		1個につき	15,800円

を

改める。

別表第二の二中

救命艇又は救助艇の内燃機関		1個につき	20,200円
---------------	--	-------	---------

を

救命艇又は救助艇の内燃機関		1個につき	20,200円
つり索の離脱装置		1個につき	15,700円

を

改める。

「RACKING TEST LOAD VALUE

「RACKING TEST LOAD VALUE

ONE DOOR OFF:

第二十二号の五様式中

kg 1b] を ALLOWABLE STACKING MASS
FOR 1.8g

RACKING TEST LOAD VALUE

kg 1b

に改める。

kg 1b

kg 1b]

(船舶消防設備規則の一部改正)

第三条 船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第六十八条第四項から第六項まで」を「第六十八条第五項から第七項まで」に改める。

第六十七条の見出しを「（可燃性ガス検定器等）」に改め、同条第一項中「除く。」の下に「以下この条において同じ。」を加え、「オイルフェンス」を「オイルフェンス」に改め、「一個の」

を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「（引火点が摂氏六十度を超えるものを除く。）」を削り、「予備の可燃性ガス検定器及び可燃性ガス検定器」を「予備の可燃性ガス検定器及び酸素濃度計並びに可燃性ガス検定器及び酸素濃度計」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 液体貨物を輸送するタンカー、海洋に流出した油を回収するための装置を有する船舶及びオイルフェンスの展張の用に供する船舶には、酸素濃度計を備え付けなければならない。

第六十八条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 載貨重量トン数二万トン以上の油タンカーには、貨物タンクに隣接する区画（ポンプ室を除く。）に、機能等について告示で定める要件に適合する固定式炭化水素ガス検知装置を備え付けなければならない。ただし、管海官庁が当該区画の消防設備を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

（船舶等型式承認規則の一部改正）

第四条 船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

救命艇又は救助艇の内燃機関

329,900 | 1個につき

10,700 | を

救命艇又は救助艇の内燃機関	329,900	1個につき	10,700
つり索の離脱装置	86,800	1個につき	1,550

改める。

別表第一の二中

救命艇又は救助艇の内燃機関	329,700	1個につき	10,600
---------------	---------	-------	--------

を

救命艇又は救助艇の内燃機関	329,700	1個につき	10,600
つり索の離脱装置	86,700	1個につき	1,500

に

改める。

別表第二中

救命艇又は救助艇の内燃機関		1個につき	10,300
---------------	--	-------	--------

を

救命艇又は救助艇の内燃機関		1個につき	10,300
つり索の離脱装置		1個につき	1,450

に

改める。

別表第二の二中

救命艇又は救助艇の内燃機関		1個につき	10,200
---------------	--	-------	--------

を

救命艇又は救助艇の内燃機関	1個につき	10,200
つり索の離脱装置	1個につき	1,450

に

改める。

(船舶構造規則の一部改正)

第五条 船舶構造規則(平成十年運輸省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第六十三条の見出しを「(防食)」に改め、同条第一項中「貨物油(」の下に「次項及び」を加え、「腐しよく」を「腐食」に、「防しよく」を「防食」に改め、同条に次の一項を加える。

2 載貨重量トン数五千トン以上の原油の輸送の用に供するタンカー(船舶区画規程第二条第二項のタンカーをいう。)のデンプタンク(専ら燃料油等を積載するものうち、原油を積載するものに限る。)内の腐食が生じやすい箇所には、告示で定める防食措置を講じなければならない。ただし、管海官庁が当該デンプタンクに積載する原油の成分を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置)

第二条 施行日前に製造されたコンテナ（以下「現存コンテナ」という。）に係る荷重試験については、第一条の規定による改正後の船舶設備規程第十三号表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 現存コンテナに係る最大積重ね荷重又はラッキング試験荷重値については、第二条の規定による改正後の船舶安全法施行規則（次項において「新規則」という。）第五十六条の四第一項及び第三項並びに第五十九条の二第三項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行の際現に現存コンテナに取り付けられている安全承認板については、新規則第十二号の五様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶に係る消防設備については、第三条による改正後の船舶消防設備規則第六十八条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（船舶構造規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 平成二十五年一月一日前に建造契約が結ばれたタンカー（建造契約がないタンカーにあつては、平成二十五年七月一日前に建造に着手されたもの）であつて平成二十八年一月一日前に船舶所

有者に対し引き渡されたものに講じる防食措置については、第五条の規定による改正後の船舶構造規則第六十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正）

第六条 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二百七十二条第三項中「第六十八条第四項から第六項まで」を「第六十八条第五項から第七項まで」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。